

令和6年9月9日

市立学校（園）長様

川口市教育局学校教育部指導課長

交通死亡事故多発警報の発令について（通知）

このことについて、別添（令和6年9月5日 教保体第1002号）写しのとおり、埼玉県教育委員会教育長より通知がありましたので送付いたします。

つきましては、貴校（園）の幼児・児童生徒・保護者及び貴下職員に周知していただき、交通安全教育の推進と交通事故の防止について、改めてご配意くださるようお願ひいたします。

川口市教育局学校教育部指導課

担当：菅野 優太郎・櫻田 貴昭

TEL：048-259-7662

FAX：048-253-6260



教保体第1002号
令和6年9月5日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各教育事務所（支所）長

様

埼玉県教育委員会教育長

交通死亡事故多発警報の発令について（通知）

標記について、埼玉県交通安全対策協議会会長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、児童生徒、保護者及び教職員等への交通事故防止の啓発について、御配意いただきますようお願ひいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下学校等への周知につきましてもお願ひいたします。

記

○ 多発警報の発令期間

令和6年9月4日（水）から令和6年9月13日（金）までの10日間

～交通事故防止5つの行動～
「もしかして」「とまる」
「みる」「まつ」「たしかめる」

県教育局県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当 山田
電話：048-830-6964
e-mail：a6960-01@pref.saitama.lg.jp

川口市教育局
受取
R06.09.06
指導課
第919号



交対協第 32号
令和6年9月4日

埼玉県交通安全対策協議会各委員様

埼玉県交通安全対策協議会
会長 埼玉県知事 大野 元裕
(公印省略)

交通死亡事故多発警報の発令について（通知）

交通安全対策の推進について、日頃から御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県内では、令和6年8月25日から8月31日までの7日間で6件の交通死亡事故が発生し、7人が亡くなりました。

県内における7日以内の交通死亡事故件数が5件以上となったことから、埼玉県交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱（以下「要綱」という。）第3条に基づき、交通死亡事故多発警報を発令します。

この6件の交通死亡事故のうち4件では歩行者が亡くなっています、そのうち3件は高齢者の被害となっております。

こうした県内の交通死亡事故の実態を踏まえ、運転者に対する思いやりとゆとりを持った運転の啓発や、歩行者に対する横断歩道の適正利用、ハンドサインの励行や反射材の着用等の啓発について、要綱第4条（別表）に掲げる推進事項をはじめとした集中的な交通事故防止対策を実施していただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1 交通死亡事故多発警報の発令期間

令和6年9月4日（水）から令和6年9月13日（金）までの10日間

2 交通死亡事故発生状況

別添のとおり

担当 防犯・交通安全課
総務・交通安全担当 芳賀
電話 048-830-2960
FAX 048-830-4757
E-Mail a2950-03@pref.saitama.lg.jp

別添

交通死亡事故発生状況

	発生日時	発生場所	死者
1	8月25日日曜日 午後 04:12	加須市岡古井地内 国道125号	自転車(79歳・男性)
	事故形態:準中貨車×自転車(死)		
2	8月29日木曜日 午後 11:48	所沢市大字坂之下地内 国道463号	歩行者(58歳・男性)
	事故形態:中貨車×歩行者(死)×普乗車		
3	8月30日金曜日 午前 03:54	三郷市彦江三丁目地内 市道	歩行者(84歳・男性)
	事故形態:大貨車×歩行者(死)		
4	8月30日金曜日 午後 08:46	三郷市高洲二丁目地内 外環自動車道	軽乗車(30歳・男性)
	事故形態:軽乗車(死)×普乗車×大貨車		
5	8月30日金曜日 午後 11:20	三郷市戸ヶ崎二丁目地内 市道	二種原(53歳・男性)・歩行者(81歳・男性)
	事故形態:二種原(死)×歩行者(死)		
6	8月31日土曜日 午後 04:57	久喜市吉羽一丁目地内 市道	歩行者(90歳・女性)
	事故形態:軽乗車×歩行者(死)		

埼玉県交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内において、交通死亡事故が多発し一定の基準に該当したときに、「交通死亡事故多発非常事態宣言」（以下「非常事態宣言」という。）若しくは「交通死亡事故多発警報」（以下「多発警報」という。）を発令し、県民等に対して交通事故に対する注意を喚起するとともに、県、市町村、警察、関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）が、早期に集中的な交通事故防止対策を推進することにより、交通死亡事故の抑止を図ることを目的とする。

(非常事態宣言発令権者等)

第2条 非常事態宣言の発令権者、発令基準及び発令期間は次のとおりとする。

- (1) 発令権者
知事
- (2) 発令基準
知事は、次の各号のいずれかに該当した場合に、非常事態宣言を発令するものとする。
 - ア 県内の交通事故死者数が、過去3年間の同時期の平均と比較して10人以上の増加に転じるなど、異常な増加傾向にあるとき。
 - イ 県内において、7日以内に10件以上の交通死亡事故が発生するなど、連続的に多発したとき。
 - ウ 前号のほか、知事が必要と認めたとき。
- (3) 発令期間
発令期間は、発令日から原則1か月間とする。ただし、必要により2週間を超えない範囲で延長することができる。

(多発警報発令権者等)

第3条 多発警報発令権者、発令基準及び発令期間は次のとおりとする。

- (1) 発令権者
県民生活部長
- (2) 発令基準
交通死亡事故の発生状況等を鑑み、県警察と協議の上、毎年、別途、関係機関等へ通知するものとする。
- (3) 発令期間
発令期間は、発令日から10日間とする。ただし、非常事態宣言発令中は、多発警報は発令しないものとする。

(発令に伴う実施事項)

第4条 県は、非常事態宣言又は多発警報が発令されたときは、関係機関等に対して、別表に掲げる推進事項をはじめとした集中的な交通事故防止対策を依頼する。

(その他)

第5条 県は、県警察から非常事態宣言又は多発警報の発令に必要な情報の提供を受けるものとする。

2 発令基準の対象となる交通事故発生件数等は、統計上の死者数の計上をもって判断する。ただし、死亡原因等調査のため後日計上された交通事故は、発令基準の対象から除外する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

別表（第4関係）

<非常事態宣言時>

実施機関	推進事項
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関等への周知及び協力依頼 ○ 報道発表 ○ テレビ、ラジオ等を活用した広報活動 ○ その他必要な交通事故防止対策
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関等に対する事故防止活動の要請 ○ 防災無線等を活用した広報活動 ○ その他必要な交通事故防止対策
県警察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最大限の警察官を動員しての特別取締りの実施 ○ 交通街頭活動の強化 ○ 交通情報板等による広報啓発 ○ その他必要な交通事故防止対策
関係機関 関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会員等に対する非常事態宣言発令の周知徹底 ○ 実情に応じた広報活動 ○ その他必要な交通事故防止対策

＜多発警報時＞

実施機関	推進事項
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関等への周知及び協力依頼 ○ ホームページ等各種媒体を活用した広報活動 ○ その他必要な交通事故防止対策
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関等と連携した広報活動 ○ 懸垂幕、立て看板の設置等、見せる活動の強化 ○ その他必要な交通事故防止対策
県警察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通街頭活動及び指導取締りの強化 ○ 交通情報板等による広報啓発 ○ その他必要な交通事故防止対策
関係機関 関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会員等に対する情報提供 ○ その他必要な交通事故防止対策